

(案)

# 高知市地域福祉活動推進計画

(2019【平成31】年度～2024年度)

高知市地域福祉計画／高知市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成30年11月

高知市

高知市社会福祉協議会





## 目次

第1章 計画策定にあたって	P1
1 計画策定の背景等	P1
2 計画の位置づけ	P7
3 計画期間	P9
4 計画策定の取り組み	P10
5 計画策定体制	P11
6 地域圏域について	P12
第2章 高知市の地域福祉を取り巻く状況と課題	P13
1 人口・世帯の状況	P●
2 支援が必要な人たちの状況	P●
3 地域における団体等の活動者の状況	P●
4 意見交換会から見た高知市の状況	P●
5 アンケート調査から見た高知市の状況	P●
6 第1期計画の振り返り	P●
7 高知市における課題のまとめ	P●
第3章 計画の基本的な考え方	P15
1 計画の基本理念	P15
2 基本目標	P16
3 施策の体系図	P20

第4章 目標達成に向けた施策の展開	.....	P23
基本目標1	.....	P24
基本目標2	.....	P30
基本目標3	.....	P34
基本目標4	.....	P40
基本目標5	.....	P44
基本目標6	.....	P50
基本目標7	.....	P54

第5章 計画の推進に向けて	.....	P57
1 協働による計画の推進	.....	P●
2 計画の進捗管理と評価	.....	P●

資料編

1 用語解説	.....	P●
2 推進協議会委員名簿	.....	P●
3 協議会条例	.....	P●
4 計画策定経過	.....	P●
5 社会資源	.....	P●



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景等

### (1) 計画策定の背景

高知市では、高知市社会福祉協議会と「高知市地域福祉活動推進計画（平成25～30年度）」を平成25年3月に策定し、「誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくり」を基本理念に5つの基本目標を掲げ、高知市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置し住民主体の地域活動を支援するなど、地域福祉の推進に向け様々な取組みを進めてきました。平成27年度には中間評価を行い、小地域での支え合い活動やニーズの早期発見にも力を入れて取り組んできたところです。

#### 《地域、福祉をめぐる現状》

急速に進む少子高齢化の中で、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

○高齢や障害、介護や子育て、生活困窮などさまざまな理由により、自分や家族だけでは問題を解決することができず、生きづらさを感じている人が増えています。

○地域の間人関係や家族関係の希薄化が進み、介護や子育て等を相互に助け合う支え合いの機能が低下しています。

○独居高齢者の増加や生活困窮やひきこもりなど、社会とのつながりを無くし社会的に孤立している人が増加しています。

○高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居する世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、地域における生活福祉課題は、多様化・複雑化して深刻な状況が見受けられ、社会問題となっています。

○これら複合的な要因により、個別のサービスが利用できない、利用できても問題の解決に至らない“制度の狭間”にある人が増えています。

○健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な課題を抱え、社会的孤立状態となり、自殺に至るケースが多く、社会問題となっています。

○地域福祉の課題に対して、待ちの姿勢ではなく、解決が困難な状態となる前に早期に発見し、適切な支援に繋げていくことが重要ですが、早い段階の支援は拒否されたり本人や家族に困っている自覚がない場合もあり、必要なタイミングで必要な支援が届けられるよう重層的な支援体制が求められています。

#### 《新たな取り組みと希望》

一方、この間の取組の中で、私たちの住んでいる地域には、今まで知られていなかった多くの宝（「知恵」「人材」「資源」）があることに気づきはじめています。自分たちが住みたい地域を自分たちでつくる、地域でできることを探し、宝を活かし、発展させていこうとする住民主体の地域づくりの取組が市内の各地域で進められています。

福祉関係者で福祉課題に対応するための地域貢献事業を推進しようと、社会福祉法人連絡協議会が結成されるなど、新たな取り組みも開始されようとしています。

また、中・高校生や学生の地域活動への積極的な参加など、若者の取組も広がり始めています。

複雑・多様化する福祉課題や人口減少社会の中で、福祉課題の解決や地域の文化や環境、地域の持続可能性をどのように確保していくか、という危機感と同時に、そこには、地域の課題解決力、地域の力を強くしていこうとする将来への希望があります。

公的サービスの充実とあわせ、地域住民が主体となって助け合いながら、誰もがその人らしく、安心して充実した生活を送れるような地域づくりの取組をより強く、大きくしていくことが求められています。

#### 〈国の動向〉

国においては、これらの福祉課題に向けた地域福祉の推進を念頭に様々な検討がなされ、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される“地域包括ケアシステム”や生活困窮者自立支援制度※の創設、障害者差別解消法※の施行、成年後見制度※の利用促進など、行政をはじめ関係機関や地域の団体、事業者とともに、住民が連携して取り組んでいく方針が出されています。

また、高齢者や障害のある人、子どもなどすべての人々がそれぞれ役割を持ち、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、社会福祉法の改正により「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示したところです。

こうした社会情勢や国の動きをふまえ、「第2期高知市地域福祉活動推進計画」を策定しました。

## (2)「地域共生社会」の実現に向けて

「地域共生社会」とは、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに、身近な地域住民が主体となって助け合いながら、適切な支援に繋ぐためのネットワークが張り巡らされた社会です。

「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。

「地域共生社会」の実現に向けては、地域の関係団体・事業者や住民、行政等が「つながる」ことにより協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、みんなでみんなを支え合うことが大切であり、地域福祉の推進は欠かせないものです。

そのためには、「自助、共助、公助」の3つの“助”を重層的に組み合わせ実践していくことが大切です。

# 「自助」「共助」「公助」

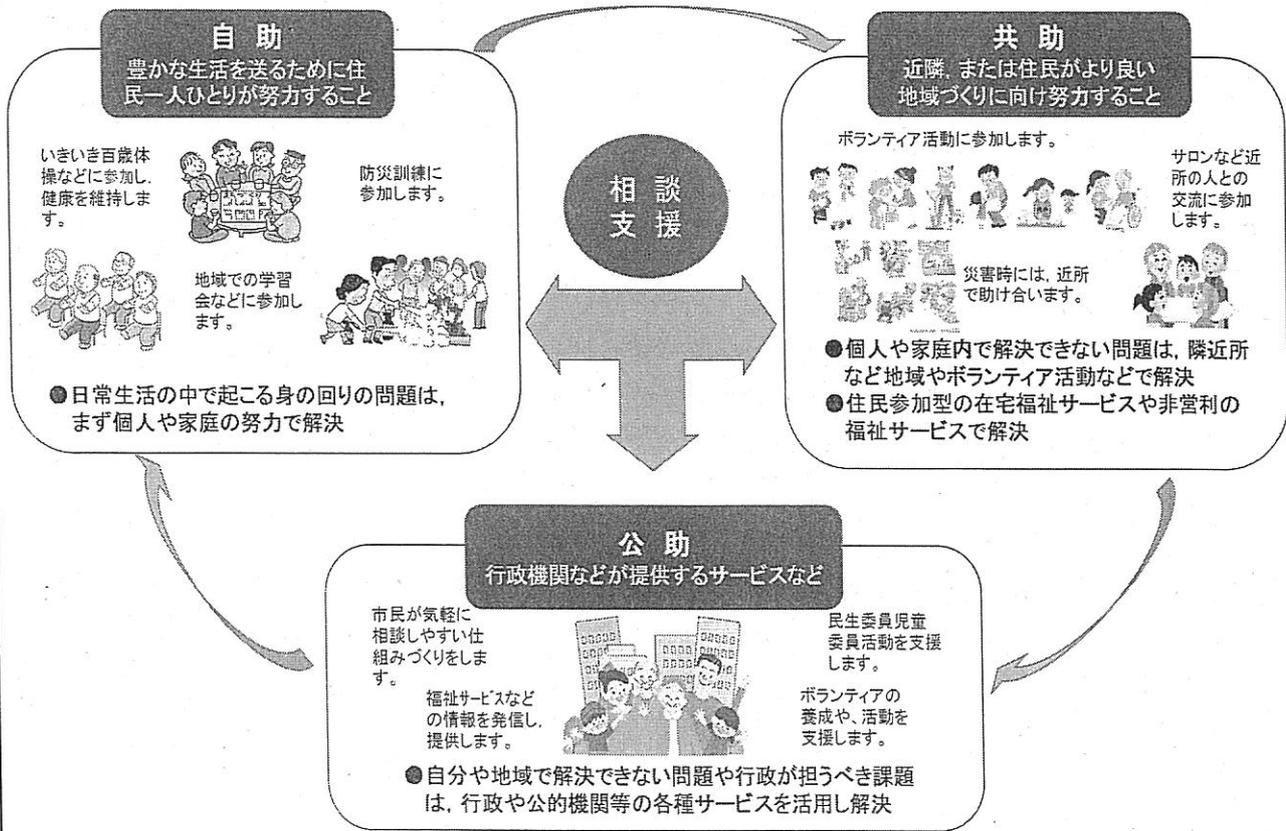
「自分らしい生活を人生の最期まで続けたい・・・」

「自分の生き方は自分で決めたい・・・」

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることは、住民みんなの願いです。

そのために、私たち自身ができること、ともに支え合い助け合いながらできることは何でしょう。

まず、この「自助」「共助」「公助」の理解を深めましょう。



「地域共生社会」の実現に向けては、地域福祉の推進が不可欠であり、地域福祉の推進には、「自助、共助、公助」を住民がそれぞれの家庭や地域の中でお互いに理解し、実践していくことが重要です。

お互いに支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域社会の実現には、この3つの“助”を適切かつ効果的に展開していくことが重要であり、「地域共生社会」実現への近道であると言えます。

参考：改正社会福祉法 【平成 30 年 4 月施行】（抜粋）

### （地域福祉の推進）

#### 第 4 条

地域住民，社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は，地域福祉の推進に当たっては，福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉，介護，介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう），保健医療，住まい，就労及び教育に関する課題，福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み，あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し，地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （福祉サービスの提供の原則）

#### 第 5 条

社会福祉を目的とする事業を經營する者は，その提供する多様な福祉サービスについて，利用者の意向を十分に尊重し，地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り，かつ，保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ，これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

#### 第 6 条（略）

2 国及び地方公共団体は，地域住民等が地域生活課題を把握し，支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

### （地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務）

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を經營する者のうち，次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は，当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは，当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況，その置かれている環境その他の事情を勘案し，支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに，必要があると認めるときは，支援関係機関に対し，当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを經營する事業
- 三 介護保険法第百十五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條第一号に掲げる事業

### （包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第二条二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### （市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう務めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

**(市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会)**

**第 109 条**

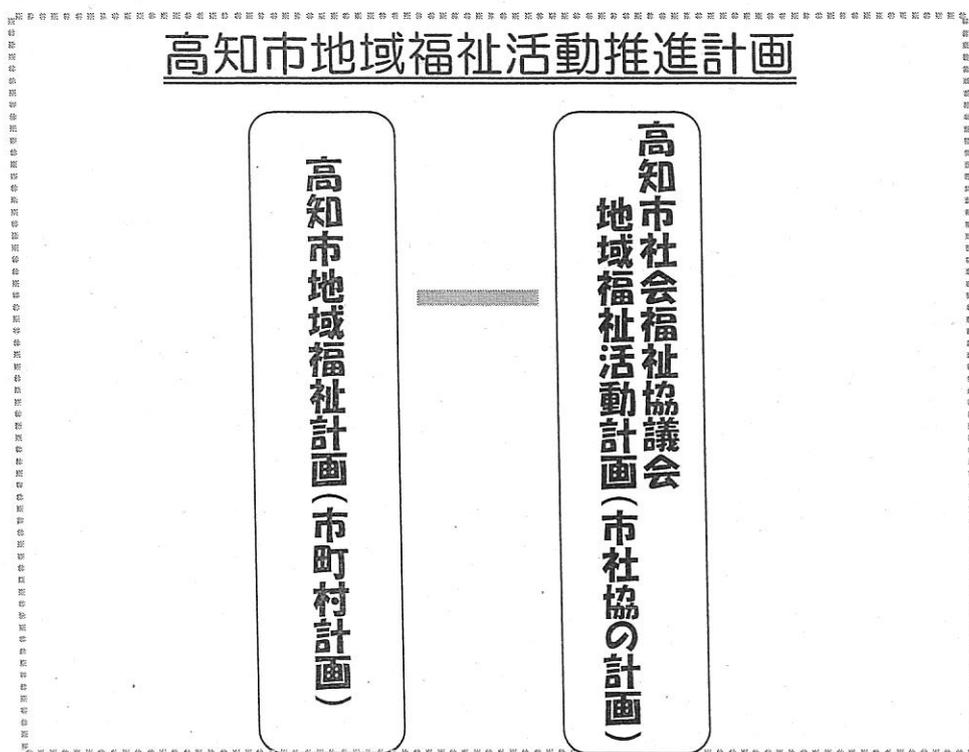
市町村社会福祉協議会は、1 または同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数および社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市および町村にあってはその区域内における社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④①～③に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 2 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村計画である「高知市地域福祉計画」と市社協の計画である「高知市社会福祉協議会 地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進する計画として、高知市地域福祉活動推進計画とします。



#### ●地域福祉計画（市町村計画）

社会福祉法第 107 条に基づく計画

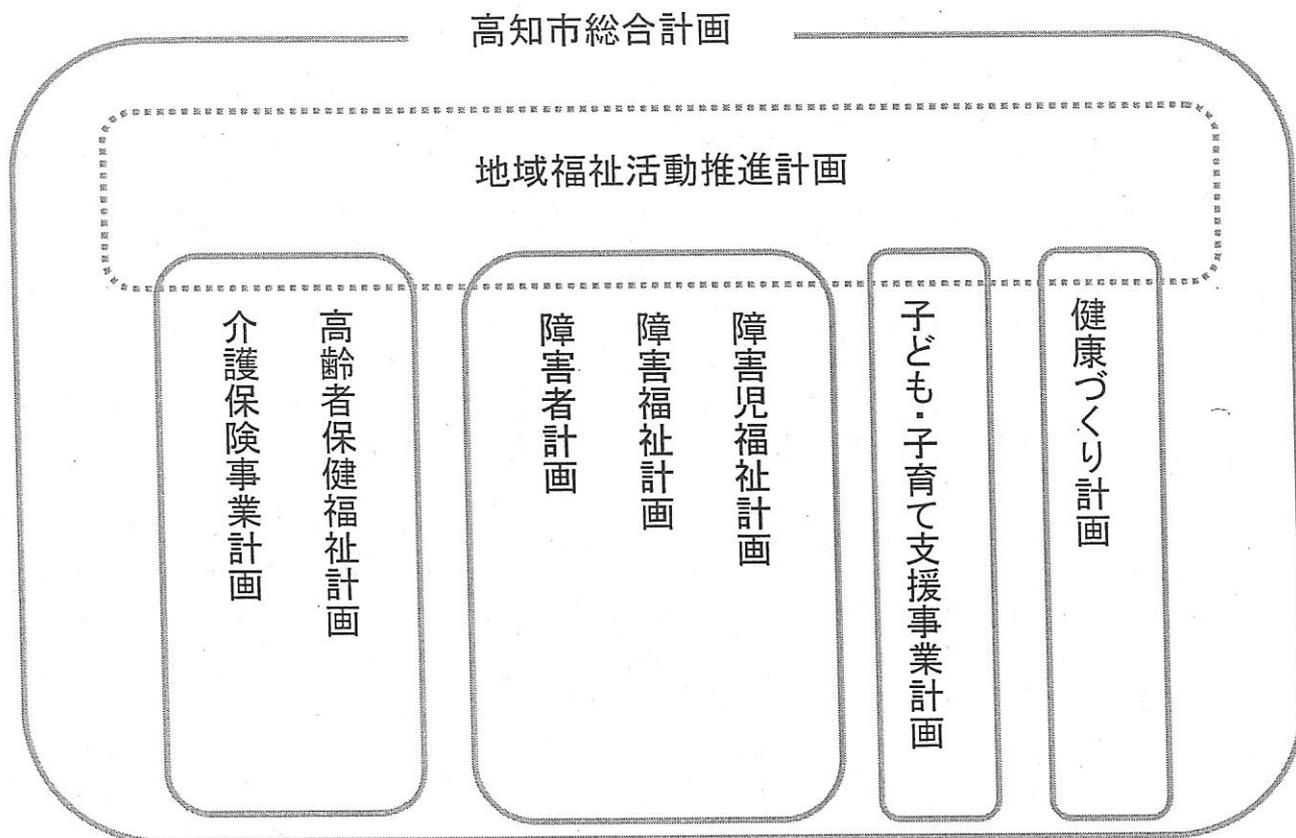
市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにするものであり、社会福祉協議会や地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティア団体等のさまざまな組織が、地域福祉推進に主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

#### ●地域福祉活動計画（市町村社協計画）

市町村社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉事業所などととも、相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための計画です。

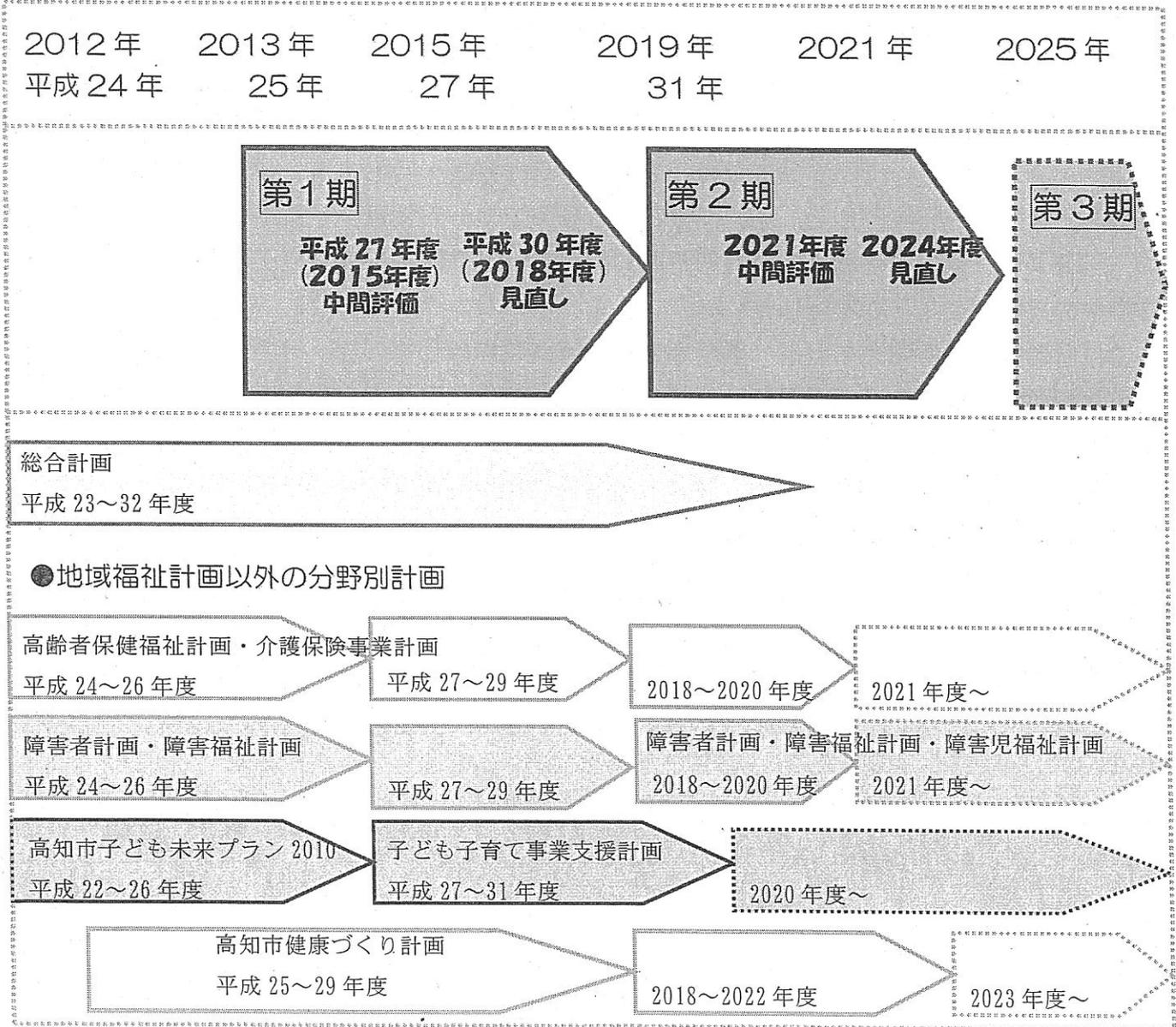
## (2) 高知市総合計画等との関係

高知市地域福祉活動推進計画は、高知市総合計画を上位計画とし、また、福祉の各分野における共通事項を定め、関連する各計画（下記図参照）の上位計画として位置づけます。



### 3 計画期間

本計画は、2019年度（平成31年度）から2024年度までの6年間の計画です。また、2021年度に中間評価を計画しています。



.....

#### 4 計画策定への取り組み ※詳細経過は資料編参照

計画策定の事務局体制として、市と市社協の合同事務局を設置しました。

市では、健康福祉部、市民協働部、防災対策部、こども未来部、教員委員会関係各課の職員で構成する庁内検討委員会を設置し、課題分析や具体的施策の検討を行いました。また、必要に応じて、関係各課と連携をとりながら検討を行いました。

市社協では、職員で構成するワーキンググループを設置し、課題分析や具体的施策の検討を行いました。

また、20歳以上の市民や民生委員児童委員、町内会長・自治会長、福祉委員・気くばりさん、専門職を対象とした「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。さらに、日頃より、地域福祉活動に携わる方々や関係機関、専門職を交えたテーマごとの意見交換会を分野ごとに7回実施しました。

これらの結果や意見をもとに、事務局で計画原案を作成しました。その後、市民の方々から計画案に対して広くご意見をいただくため、高知市市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施しました。

計画案については、市民の中から選ばれた公募委員1名を含む「高知市地域福祉計画推進協議会」での審議を経て策定しました。

## 5 計画策定体制

### 高知市地域福祉計画推進協議会

#### 地域福祉計画推進協議会

役割：計画素案検討審議，計画原案検討審議・了承  
委員数：15名（うち公募委員1名）

#### パブリックコメント

計画素案・計画原案の提示  
現計画の評価

### 合同事務局

役割：具体的方策の検討，計画素案・計画原案の作成

#### 庁内検討委員会

### 高知市社会福祉協議会

#### ワーキンググループ

総務調整課  
地域協働課  
共に生きる課  
在宅生活応援課  
障害者福祉センター  
土佐山センターたきゆり

### 高知市（事務局：健康福祉総務課）

#### ワーキンググループ

介護保険課  
障がい福祉課  
福祉管理課  
健康増進課  
高齢者支援課  
地域防災推進課  
人権同和・男女共同参画課  
地域コミュニティ推進課  
子育て給付課  
子ども育成課  
母子保健課  
教育政策課  
人権・こども支援課  
健康福祉総務課

計画策定のための現状・課題の把握，分析，課題の検討，解決の方策に関するアイデアの提示

### 意見交換会

対象：地区社会福祉協議会  
高齢分野，障害分野，障害児分野  
相談支援分野  
市民啓発分野  
地域の人材育成及びボランティア活動分野

### 地域福祉に関するアンケート調査

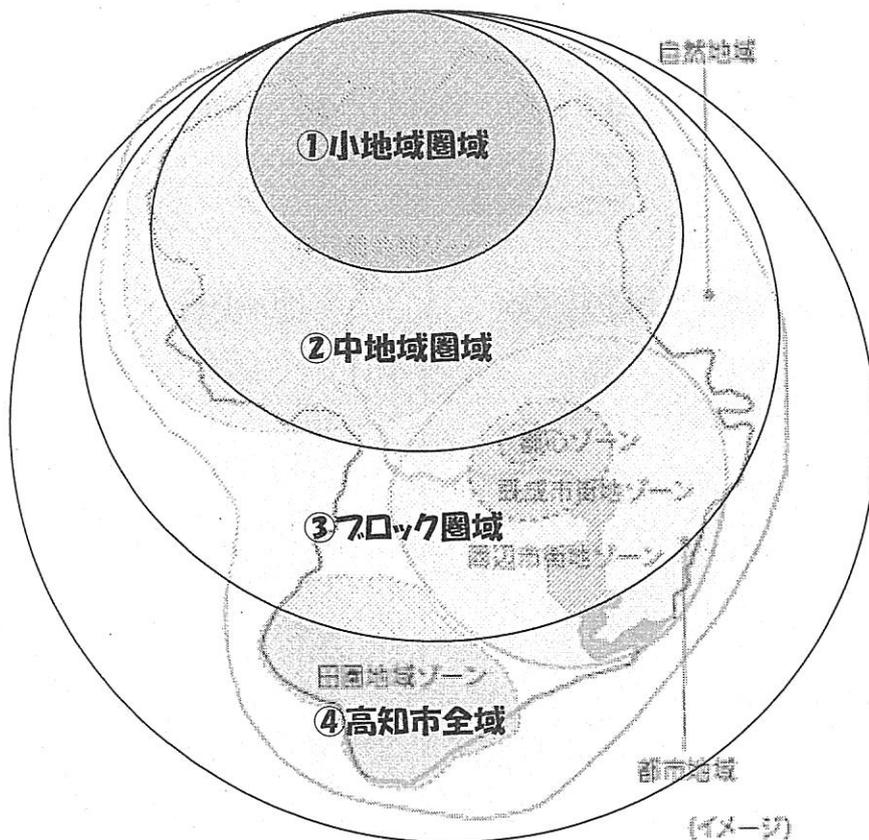
対象：20歳以上の高知市民  
民生委員・児童委員  
町内会長・自治会長  
福祉委員・気くばりさん  
専門職

## 6 地域（圏域）について

地域福祉に係る取組は多岐にわたり、それぞれ実施するうえでの適切な範囲は異なります。

そのため、本計画では地域福祉活動が実施される「地域」を、一義的なものではなく、次のとおり重層的なものとしてとらえています。

それぞれの課題に応じて、適切な圏域を設定し取り組みを進めていくことが重要です。



### ① 小地域圏域

約 1,100 の町内会・自治会，公民館活動，約 300 のいきいき百歳体操，隣近所の助け合い，サロン活動等の住民主体の活動単位とする圏域。

### ② 中地域圏域

地区社会福祉協議会や小学校・中学校区を単位とする圏域。

### ③ ブロック圏域

高知市を東西南北4つに分けた圏域。

### ④ 高知市全域

高知市全域。

.....  
第2章 高知市の地域福祉を取り巻く状況と課題  
.....

1 人口・世帯の状況



**作成中**



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

**だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる  
支え合いのあるまち**

【スローガン】

**地「参」地「笑」 福祉でまちづくり**

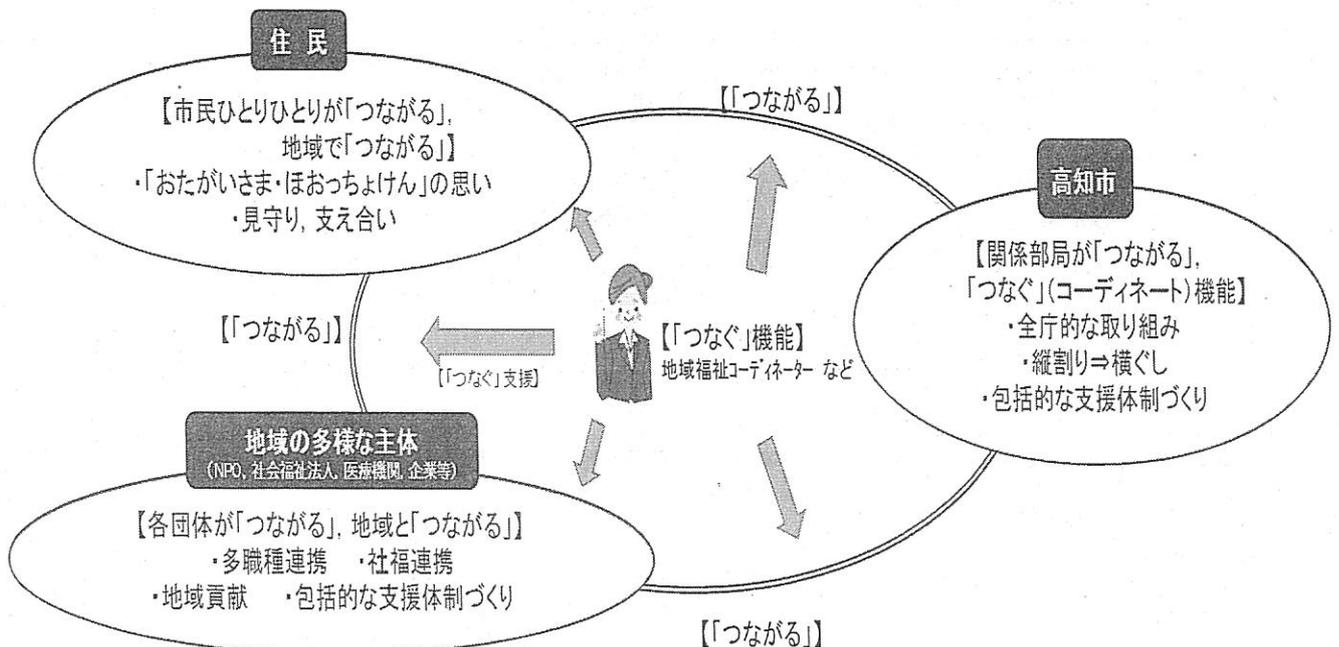
～ 地域の宝(社会資源)を活かした「つながりのあるまちづくり」～

※地「参」地「笑」とは、地域福祉活動へ積極的に参加をして、地域に笑顔があふれる暮らしをつくっていくことです。

社会福祉の問題は、日常生活を送るうえで誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるその日まで多かれ少なかれ、必要に応じ、誰かからの支援を受けて問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、知人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の誰かと「つながる」ことにより、援助や支援を得て問題を解決しながら生活を送っています。

本市の目指す「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現のためには、行政や地域福祉コーディネーターなどが地域の活動や人と人をつなぐ役割を果たすことで、地域の関係団体・事業者や住民、行政等が「つながり」を持ち、それぞれの役割を果たしながら地域づくりに参画していくことが大切です。



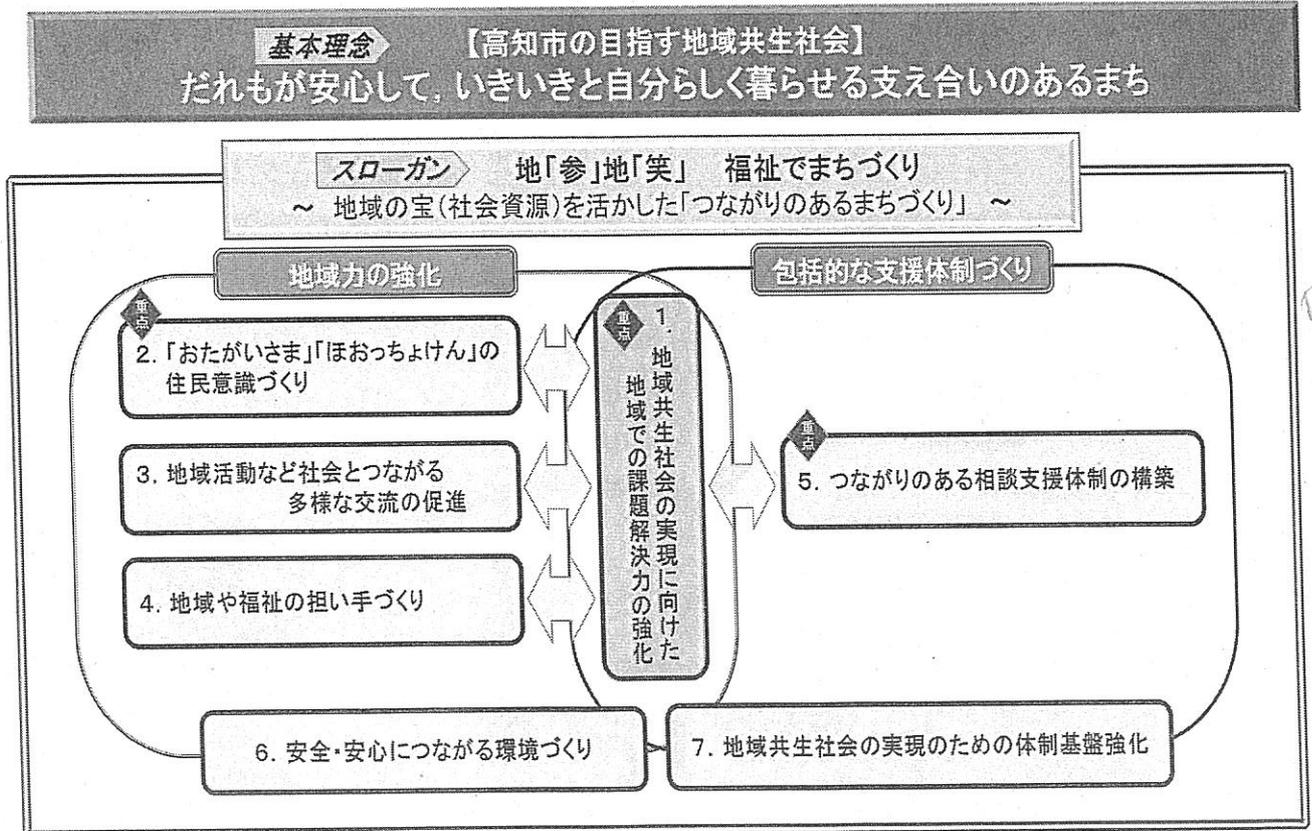
## 2 基本目標

基本理念「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現に向け、第2期計画の方向性を踏まえて、次の7つの基本目標を設定し、住民主体の課題解決力の強化と包括的な支援体制づくりに取り組みます。

なお、下記3つの基本目標を、基本理念の実現に向けた重点基本目標として位置づけます。

### <重点基本目標>

- 基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化
- 基本目標2 「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくり
- 基本目標5 つながりのある相談支援体制の構築



## 基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化【重点目標】

住民主体の地域福祉活動は地域福祉を推進するための基盤となっており、本市でも多様な主体による活動が展開されています。その一方で、地域の抱える課題の多様化・複雑化により、課題の解決等に向けた効果的な活動の展開が難しくなっており、地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携・協働し地域での課題解決力を強化していくことが必要となっています。

今後は、住民主体の地域福祉活動の現状・課題を踏まえ、その活性化に向けた具体的な支援を進めるとともに、地域の多様な主体が連携・協働できる具体的な仕組みを構築します。

## 基本目標 2 「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくり【重点目標】

住民一人ひとりが、地域や福祉を身近なこととして主体的に捉え、興味・関心を持つことが、地域福祉を推進していくための大前提となります。

今後は、福祉分野をはじめ様々な分野を通じ、住民一人ひとりが「自分や家族が暮らしたい地域を考える」ための機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで生涯にわたって継続的な福祉教育や学習を推進し、地域や福祉を身近なことに変える意識づくりに取り組みます。

## 基本目標 3 地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

近所づきあいや地域のつながりの希薄化は年々進んできています。一方、さまざまな福祉分野の生活課題（障害のある人・高齢者の生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係の必要性については、高知市民の約 8 割が「必要だと思う」「あった方が良く」と回答しており、「地域」に関する住民の思いとその実情には大きな差が生じています。

今後は、身近な地域で住民誰もが集い、交流でき、つながることができる機会づくりを通じて、多様な交流を促進し地域で「ひとりぼっち」をつくらない仕組みを構築していきます。また、多様な主体の活躍の場（就労も含む）づくりを通じて、支えられる側が支える側にもなるような支え合い、助け合いのあるまちづくりに取り組みます。

#### 基本目標4 地域や福祉の担い手づくり

地域の活動やボランティア活動へ参加している高知市民の割合は約2割となっている一方、活動意向はあるが参加できないと回答した方の参加を妨げる要因としては、高齢・障害・病気などのためという理由が半数を占めており、地域や福祉の担い手は、固定化・高齢化や負担の偏りなどが大きな問題となっており、地域福祉を推進する上で、担い手づくりは喫緊の課題となっています。

一方、地域での助け合いの意識に関する項目では、「関わりたくない」と回答した割合は約2%しかおらず、誰かに頼まれたり、活動に参加する仲間づくりや支援方法を具体的に伝えることで誰もが支援者になる可能性があると分かりました。住民の生活状況やライフステージ等に配慮した具体的な活動を提案することにより、若い世代も含めた多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくりや、既存の活動をつないでいく支援を推進します。

#### 基本目標5 つながりのある相談支援体制の構築【重点目標】

支援が必要な人の増加とともに、公的サービスの対象とならない制度の狭間にある人や、個々の相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える世帯・人などへの対応が大きな課題となっています。

今後は、支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図るとともに、分野を超えた包括的な相談支援体制の構築を進めます。

#### 基本目標6 安全・安心につながる環境づくり

年齢や障害の有無などに関わらず、住民一人ひとりが安全に安心して暮らせる環境は、地域福祉の推進を下支えする重要な要素となります。また、住民の災害時対応への不安は大きく、地域でほしい手助けとして、高知市民の約5割が災害時の手助けと回答していました。

今後は、引き続き、住みやすい生活環境の整備に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくり等に取り組むとともに、避難行動要支援者に対する支援体制づくりを推進します。

## 基本目標7 地域共生社会の実現のための体制基盤強化

第1期地域福祉活動推進計画を策定後、高知市、高知市社会福祉協議会相互の情報共有と連携を推進してきました。

この間の社会情勢の変化や少子高齢化・人口減少社会に対応するために、地域共生社会の実現に向けた取組みが求められ、「福祉でまちづくり」の視点をもとに、福祉やまちづくりに関する部局に加え産業、環境、教育等の様々な部局が課題を共有し、庁内の部局横断的な取組みが重要となってきます。

また、地域福祉を推進する団体としての社会福祉協議会の周知度は、年々上昇してきていますが、地域や関係機関から求められる役割及び機能についてはさらに強化していく必要があります。

今後は高知市、高知市社会福祉協議会ともに、役割を明確化し、それぞれの機能を強化するとともに、さらに連携を深めながら、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

### 3 施策の体系図

【基本理念】 だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【スローガン】 地「参」地「笑」 福祉でまちづくり ～地域の宝(社会資源)を活かした「つながりのあるまちづくり」～

#### 【基本目標】

#### 【施策の方向性】

基本目標1

##### 重点目標

地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1-1

住民主体の地域福祉活動の推進

1-2

地域の多様な主体がつながる(連携・協働)仕組みづくり

基本目標2

##### 重点目標

「おたがいさま」「ほおつよけん」の住民意識づくり

2-1

地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

2-2

保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

基本目標3

地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

3-1

地域活動につながる多様な交流の機会づくり

3-2

多様な社会活動の仕組みづくり

基本目標4

地域や福祉の担い手づくり

4-1

多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

4-2

既存の活動をつないでいく支援

基本目標5

##### 重点目標

つながりのある相談支援体制の構築

5-1

地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

5-2

相談支援機関の連携体制の構築・強化

基本目標6

安全・安心につながる環境づくり

6-1

暮らしやすい生活環境の整備

6-2

災害時対策の充実

基本目標7

地域共生社会の実現のための体制基盤強化

7-1

市社協の役割の明確化及び機能強化

7-2

市の役割の明確化及び機能強化

参考：高知市地域福祉活動推進計画（2019～2024年度） 指標・目標

指 標		2019年 結果 (平成30年)	2024年 目標
基本 目 標 1	地域の活動やボランティア活動への参加 「参加している」人の割合	【市民アンケート】 16.8%	【市民アンケート】 50%
	専門職の地域福祉コーディネーターの活 動内容の周知度「名前も活動の中身もよく 知っている」「名前は知っており、活動内 容も少しは知っている」人の割合	【専門職アンケート】 68.5%	【専門職アンケート】 90%
基本 目 標 2	助け合いが「必要だと思う」「あった方が よい」人の割合	【市民アンケート】 80.9%	【市民アンケート】 95%
	今後の地域活動へ「現在している活動を継 続したい」「ぜひ参加したい」「友人などが 一緒なら参加したい」「時間ができたら参 加したい」「学習の機会があったら参加し たい」人の割合	【市民アンケート】 43.1%	【市民アンケート】 80%
基本 目 標 3	住んでいる地区の助け合いがあるかどう かに対して「大変そう思う」「そう思う」 人の割合	【市民アンケート】 26.9% 【民生委員アンケート】 61.2%	【市民アンケート】 50% 【民生委員アンケート】 70%
基 本 目 標 4	「福祉委員」「気くばりさん」の地域の活 動やボランティア活動への参加率「参加し ている」「参加していないが参加したこと がある」人の割合	【福祉委員・気くばりさんアンケート】 61.7%	【福祉委員・気くばりさんアンケート】 80%
基 本 目 標 5	住民の身近な地域でのなんでも相談窓口 の設置箇所数（社会福祉法人・民間の事業 所での設置も含む）	0か所	40か所
基 本 目 標 6			
基 本 目 標 7	市社協の活動内容の周知度「名前も活動の 中身もよく知っている」「名前は知ってお り活動内容も少しは知っている」人の割合	【市民アンケート】 21.6% 【町内会長・自治会長アンケート】 58%	【市民アンケート】 50% 【町内会長・自治会長アンケート】 70%



## 第4章 目標達成に向けた施策の展開

### 各基本目標の「地域福祉の推進に向けた取り組み」の考え方

本章では、基本目標毎に関連する取り組みの方向性などを整理した上で、住民、地域組織（団体）、福祉関係者、社会福祉協議会、市の望ましい役割分担を設定し、それぞれの取り組み内容を例示的に示しています。

#### ●地域を構成するすべての人々の定義

住民	家族・家庭を中心とした、地域で生活する全ての人のことで、地域に住んでいる人はもちろん、地域の学校や会社に通学・通勤する人
地域組織（団体）	町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、地域内連携協議会などの地域単位で活動する組織・団体や、民生委員・児童委員、福祉委員、地域の商店、民間企業、NPO など
福祉関係者	福祉サービスを提供する事業者（社会福祉法人や民間企業）や福祉関係のボランティア団体、NPO、グループ・サークルなど福祉に関わる人・団体
社協	高知市社会福祉協議会
市	高知市

#### ●各主体の取り組み内容

取り組みの内容は、第1期計画の内容を引き継ぎつつ、平成30年度に実施した地域福祉に関するアンケートや意見交換会から明らかになった主な取り組みを始め、社会福祉協議会や庁内各課の取り組み等を整理しています。

# 基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

## 1-1 住民主体の地域福祉活動の推進

町内会・自治会，公民館，老人クラブ，子ども会，いきいき百歳体操，サロン，隣近所の助け合い等の小地域における活動をはじめ，民生委員・児童委員，地区社会福祉協議会，福祉委員による活動など，地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる住民の地域福祉活動を積極的に促進・支援することで，活性化を図ります。

分担		期待される役割(自助・共助)/取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所や地域でのあいさつや声かけ，見守り等を行い，つながりのある住み続けたい地域づくりに取り組みます。</li> <li>●地域課題の話し合いや集いの場，地域活動に参加するよう努めます。</li> </ul>
共助*	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域において，住民主体の地域福祉活動の現状や課題を把握・共有するとともに，その解決策を検討し，活性化に向けた具体的な取り組みを実施します。【共通】</li> <li>●社協や市の実施する人材発掘や人材育成に関する取り組みを活用します。【共通】</li> <li>●社会福祉法人の地域貢献に関連する事業を通じて，住民主体の活動の活性化を支援します。【福祉関係者】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民主体の地域福祉活動を推進する役割を担う地域福祉コーディネーターを配置します。</li> <li>② 住民が自分の住んでいる地域の課題を知り，主体的に考えることができる話し合いの場や学習会の開催を支援します。</li> <li>③ 住民が主体的に参加できる集いの場や，必要な生活支援サービス等の立ち上げ，運営を支援します。</li> <li>④ 地域福祉活動の担い手に対する相談対応や，専門的な支援へのつなぎ等によって地域福祉活動の活性化を図ります。</li> <li>⑤ 地区社会福祉協議会の活動及び運営を支援します。</li> <li>⑥ 地域におけるボランティアや当事者団体等の活動の活性化に向けた支援をします。</li> <li>⑦ 社会福祉法人や民間企業等による地域貢献活動を促進します。</li> </ol>

社協・市	<p>① 地域におけるボランティアやNPO, 当事者団体などの多様な活動の活性化に向けた支援に取り組むとともに, 社会福祉法人や民間企業・事業所等による社会貢献活動の促進に取り組みます。【市社協・市共通】</p>
市	<p>① 地域内連携協議会, 自主防災組織, 老人クラブ, いきいき百歳体操など, 地域単位で活動する団体・組織の運営や活動の支援を進め, 活動の活性化につなげます。</p> <p>② 民生委員・児童委員を対象とした研修・情報提供の充実を図るとともに, 地域住民への周知・啓発, 他団体等との連携支援など, 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを行います。</p> <p>③ 主に高齢者支援における住民主体の地域福祉活動の活性化を図るため, 生活支援コーディネーターを配置し, 活動への支援を行います。</p> <p>④ 地域福祉コーディネーターの person 費補助等, 市社協への財政的支援を行います。</p> <p>⑤ 地域での課題解決力の強化のための仕組みづくりを行います。</p>

**\* 共助の取り組みの表現について以下のとおりとする**

【地域】地域を構成する全ての人々のうち「地域組織(団体)」として定義した人・組織・団体の取り組みを示します。

【福祉関係者】地域を構成する全ての人々のうち「福祉関係者」と定義した人・団体による取り組みを示します。

【共通】「地域」と「福祉関係者」による取り組みを示します。

**※以下の共助の取り組みについても同様の表現となっています。**

<市関連事業等>

- ・町内会連合会への支援【地域コミュニティ推進課】
- ・地域内連携協議会の設置支援【地域コミュニティ推進課】
- ・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】 ※障害計画 P.72
- ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【高齢者支援課】  
※高齢計画 P.50
- ・支え合いマップづくりの支援【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.54
- ・生活支援コーディネーターの配置【高齢者支援課】※高齢計画 P.52
- ・民生委員児童委員への支援【健康福祉総務課・他高知市関係課】
- ・地区社協活動助成事業【健康福祉総務課】
- ・地域力強化推進事業【健康福祉総務課】

<社協事業>

- ・地域福祉コーディネーターの配置
- ・サロンの活動及び運営支援
- ・高知市地区社会福祉協議会の活動及び運営支援



## 1-2 地域の多様な主体がつながる(連携・協働)仕組みづくり

住民と専門職，サービス事業者，社会福祉法人，地区社会福祉協議会等の多様な主体が，地域に関する情報や課題などを把握・共有し，その解決に向けた取り組みを検討・推進することができる場・仕組みの構築をめざします。

分担		期待される役割(自助・共助) / 取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 声かけや見守りなどの活動を通じて，気になること・不安に感じるなどがあれば，地域の相談窓口や行政等の専門相談窓口に伝えます。</li> <li>● できる範囲で，多様な主体による話し合いなどにも参加します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な主体が，現状・課題を把握・共有し，その解決策を一緒に考え，取り組んでいくための場・仕組みづくりを行います。【共通】</li> <li>● 上記のような取り組みを通じて，地域や福祉関係者のそれぞれの役割やできることなどについて相互理解を深め，連携・協働を積極的に図ります。【共通】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民と多様な主体が連携・協働した地域づくりの実践を拡充します。</li> <li>② 地域における地域課題の現状・課題を把握・共有し，課題解決の場として高知市社会福祉法人連絡協議会等の公益的な取り組みを拡充します。</li> </ol>
	社協・市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉コーディネーター活動と専門職の連携・協働を通じて，地域の多様な主体がつながる仕組みづくりを推進します。</li> <li>② 住民と専門職，サービス事業者，社会福祉法人，地区社会福祉協議会等の関係機関が協働した地域づくりの実践を拡大します。</li> <li>③ 小地域を越えた中地域等で地域課題，地域生活課題について話し合う場を拡充します。</li> </ol>
	市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 多様な担い手などが抱える地域全体の課題や地域生活の課題を把握・共有し，解決策を一緒に考え，取り組んでいくための場・仕組みづくりを行います。</li> <li>② 地域ケア会議や自立支援協議会，要保護児童対策地域協議会等を通じて，多職種の専門職や多様な担い手などの連携・協働や，地域における課題解決力の強化を行います。</li> </ol>

<市関連事業等>

- ・地域ケア会議の開催【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.86
- ・第2層協議体の設置【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.52
- ・自立支援協議会の開催【障がい福祉課】 ※障害計画 P.32
- ・重点継続要医療者支援【高齢者支援課, 障がい福祉課, 健康増進課, 子ども育成課】  
※障害計画 P.71
- ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】※障害計画 P.72
- ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】 ※障害計画 P.72
- ・地域内連携協議会の設置【地域コミュニティ推進課】

<社協事業>

- ・高知市地区社会福祉協議会の活動及び運営支援 再掲
- ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援

## 基本目標2 「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくり

### 2-1 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

福祉分野にとどまらず、様々な分野における取り組みを通じて、住民一人ひとりが、まちや地域に対する関心・愛着を持ち、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」ための機会を提供するとともに、地域や福祉を自身に身近なこととして捉え、具体的な取り組みにつながるような働きかけを進めます。

分担		期待される役割(自助・共助)/取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や福祉に関心を持ち、情報収集をします。</li> <li>●市や地域が実施する様々な取り組みについて、興味・関心の持てる活動があれば参加します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や福祉の情報を積極的に発信します。</li> <li>●「ほおっちょけん」の気持ちを持って住民の集まる場で声をかけます。</li> <li>●地域においてあいさつや声かけ、見守りを促進します。</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民の集まる場で「ほおっちょけん」の気持ちを啓発します。</li> <li>② 様々な住民が地域福祉に関する情報を知ることができるように、インターネット等を活用して発信します。</li> <li>③ 地域や福祉に関心を持った住民を具体的な活動につなげることで、地域福祉活動への関心を高める働きかけをします。</li> <li>④ 住民が自分の住んでいる地域の課題を知り、主体的に考えることができるよう話し合いの場や学習会の開催を促進します。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></li> </ol>
	市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 多くの住民が、地域に関心、愛着が持てるようなイベント活動や出前講座等の広聴広報活動を行います。</li> </ol>

### <市関連事業等>

- ・広報誌「あかるいまち」作成・配布【広聴広報課】
- ・「まちづくり“一緒にやろうや”通信」【地域コミュニティ推進課】
- ・市民向け広報啓発誌「こうちノーマライゼーション」の作成・配布  
【障がい福祉課⇒社協への委託】
- ・出前講座
  - :「地域福祉って? ~ほおっちょけんのまちづくり~」【健康福祉総務課⇒社協実施】
  - :「在宅医療・介護 ~住み慣れた地域で暮らすために~」【健康福祉総務課】
  - :「高知市の防災対策」【防災政策課/地域防災推進課】
  - :「地域包括ケアシステムについて」【高齢者支援課】
  - :「みんなで防ごう 高齢者虐待」【高齢者支援課】
  - :「身近なことから人権について考えよう」【人権同和・男女共同参画課】
  - :「『じんけん』ってなんだろう」【人権同和・男女共同参画課】
  - :「くらしの中の契約」【くらし・交通安全課 消費生活センター】

### <社協事業>

- ・広報誌「社協だより」、「ノーマライゼーション」等の作成及び配布
- ・ボランティアセンター事業の実施
- ・ほおっちょけん出前講座の実施
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲

## 2-2 保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

住民一人ひとりが、地域や福祉、人権について正しく理解し、「おたがいさま」「ほおっちょけん」の意識を持ち、周囲の「助けて」という SOS をしっかりとキャッチすることができるよう、また自身が困ったときは周囲に「助けて」と伝えることができるよう、学校教育や社会学習など、様々な機会を通じ、子どもから高齢者まで生涯にわたって積極的かつ継続的な福祉教育・学習を推進します。

分担		期待される役割(自助・共助)/取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭内で高齢者や障害のある人の福祉や地域活動について、話し合う機会をもちます。</li> <li>●地域住民や障害のある人、高齢者、子ども・子育て世帯を含めた、様々な人との交流の場・機会に積極的に参加します。</li> <li>●地域で困っている人からの「助けて」という SOS をキャッチして必要な支援につなげることができるよう、自分自身に困っていることがあれば、周囲にしっかりと「助けて」と伝えることができるよう、住民同士の関係性を高める工夫をします。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「おたがいさま」「ほおっちょけん」の気持ちを啓発します。【共通】</li> <li>●福祉教育・学習の活動に積極的に参加・協力するとともに、担い手・関係者として福祉や人権を正しく理解し、それぞれの活動に活かします。【共通】</li> <li>●地域の状況や課題などを、地域の回覧板や集いの場など、様々な媒体や場・機会などを活用して、分かりやすく知らせます。【共通】</li> <li>●多様な世代の人が参加しやすいよう、地域における様々な活動の場・機会を活用して、福祉教育・学習等に取り組みます。【共通】</li> <li>●保育所や幼稚園、認定こども園、障がい者施設、高齢者施設などを運営している福祉・教育関係者は、主体的な福祉教育・学習や体験活動に取り組みます。【福祉関係者】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 年代ごとの福祉教育プログラムとして「ほおっちょけん学習」を実施します。</li> <li>② 「ほおっちょけん学習」のサポーターを養成し、住民自ら啓発できるような仕組みをつくります。</li> <li>③ 障害があっても地域で共に生活していることを知るために、障害者が参加して行う啓発の機会をつくります。</li> </ol>

市	<p>① 保育所・幼稚園・認定こども園や小・中学校において、地域での様々な体験・交流活動を進め、福祉や人権に関する意識醸成を行います。</p> <p>② 小中学校や高校において、福祉教育・学習や体験学習を行います。</p> <p>③ 公民館の各種講座・教室などの生涯学習の取り組みや出前講座、地域における学習会、イベントなど様々な機会・場を通じた福祉教育・学習等を行います。</p> <p>④ 福祉や人権等に関する地域の状況や活動内容等について分かりやすく情報提供・発信を行い、自身のこととしての意識醸成を図ることで、具体的な活動につなげます。</p>
---	--

<市関連事業等>

- ・ふれあい体験学習【障がい福祉課⇒社協委託】 ※障害計画 P.62
- ・人権教育・啓発推進基本計画【人権同和・男女共同参画課】 ※障害計画 P.62
- ・障害や障害のある子ども(人)に対する理解を深める教育の推進【人権・こども支援課】  
※障害計画 P.62
- ・特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習【学校教育課・教育研究所】  
※障害計画 P.62

<社協事業>

- ・ほおっちょけん学習の実施
- ・障害者社会参加促進事業の実施

## 基本目標3 地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

### 3-1 地域活動につながる多様な交流の機会づくり

住民一人ひとりが地域に関わり、交流が持てるよう、住民の地域に対する多様なニーズや関心などを踏まえつつ、地域の中での様々な交流の機会づくりを推進するとともに、「地域」に関する住民の思いと「地域」の現状とをマッチングしながら、地域活動への第一歩を後押しします。

分担		期待される役割(自助・共助)/取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気軽に地域の居場所に行き、交流をします。</li> <li>●地域の活動で興味・関心のある活動があれば参加します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の住民が興味・関心を持ち、気軽に楽しみながら参加できる取り組みを検討し、交流の機会づくりを進めます(既存の活動の拡充, 新たな活動の実施, 地域の伝統行事やイベントなどを活用した交流の機会づくりなど)。【共通】</li> <li>●地域の住民が様々な交流の場・活動に参加しやすいよう、積極的かつ効果的な情報発信・情報提供に取り組みます。【共通】</li> <li>●地域の交流の場や活動に高齢者や障害のある人が参加しやすいような配慮をします。【共通】</li> <li>●社協や市の実施する交流に関する取り組みを活用します。【共通】</li> <li>●社会福祉法人の地域貢献に関する取り組みを通じて、地域住民の交流の機会づくりを支援します。【福祉関係者】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自分の住む地域に関わりが持てるように、地域活動の情報提供をし、交流や仲間づくりを促進します。</li> <li>② 誰もが気軽に集まり、交流ができる機会や居場所づくりを支援します。</li> <li>③ 地域と社会福祉法人の公益的な取り組みとの多様な連携による交流の機会づくりの促進を図ります。</li> </ol>
	社協・市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 学生や働き盛り世代, 子育て世代, 退職者, 市外や町外からの転入者など, これまで地域であまり交流が持たれていなかった住民の地域への関わりの機会づくりに取り組みます。</li> <li>② 地域単位で活動する組織・団体などによる住民同士の交流活動を支援します。</li> <li>③ 多様な目的や関心などを踏まえた住民の主体的な活動を支援します。</li> </ol>

	<p>④ 社会福祉法人の地域貢献事業との連携を図り、交流の機会づくりに向けた支援の促進を図ります。</p>
<p><b>市</b></p>	<p>① 様々な世代間交流を促進します。</p> <p>② 親子のふれあいの機会、子育て世代の交流の機会づくりを行います。</p> <p>③ 高齢者の社会参加、介護予防につながる取り組みを促進します。</p> <p>④ 障害者等の社会参加につながる取り組みを促進します。</p> <p>⑤ 地域の社会資源の見える化をします。</p>

<市関連事業等>

- ・社会資源マップのシステム導入【健康福祉総務課】 ※高齢計画 P.64, 84
- ・町内会連合会の活動及び運営支援【地域コミュニティ推進課】
- ・地域内連携協議会設立及び運営支援【地域コミュニティ推進課】
- ・コミュニティ計画(新コミュニティ計画含む)の策定及び策定準備【地域コミュニティ推進課】
- ・市民活動サポートセンター運営【地域コミュニティ推進課】
- ・市民会館デイサービス事業【人権同和・男女共同参画課】
- ・地域づくり研修の開催【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.54
  - :「支え合いマップインストラクター養成講座」の開催
  - :「地域支え合いフォーラム」の開催
- ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【高齢者支援課】  
※高齢計画 P.50
- ・認知症カフェの立ち上げ支援【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.60
- ・地域生活支援事業【障がい福祉課】 ※障害計画 P.36, 114, 115, 116
  - :理解促進研修・啓発事業
  - :自発的活動支援事業
  - :意思疎通支援事業
  - :移動支援事業
  - :地域活動支援センター機能強化事業
  - :専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- ・子育てサークル・子育て支援サークル活動・子育てサロンへの助成【子ども育成課】
- ・地域子育て支援センター【子ども育成課】 ※子ども計画 P.48, P.50
- ・学校支援地域本部事業における学校支援ボランティアの活用【教育政策課】
- ・防災に関する勉強会・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】  
※高齢計画 P.68  
※障害計画 P.70, 71, 72
- ・自主防災組織連絡協議会開催【地域防災推進課】 ※高齢計画 P.68  
※障害計画 P.70, 71, 72
- ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】 ※高齢計画 P.68  
※障害計画 P.70, 71, 72

<社協事業>

- ・ サロンの活動及び運営支援 [再掲]
- ・ 地域福祉コーディネーターの配置 [再掲]
- ・ 高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援 [再掲]

### 3-2 多様な社会活動の仕組みづくり

地域での交流・つながりの醸成を図るため、また、支え合い・助け合いを活性化していくために、身近な地域で、誰もが主体となって活躍ができる（就労の場も含む）仕組みづくりを促進します。また、地域福祉活動を展開していくためには、活動の拠点が必要となることから、既存施設、既存の取り組み等の有効活用などを通じた拠点づくりへの支援に取り組みます。

分担		期待される役割(自助・共助) / 取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な地域の居場所や、活動拠点を知り、積極的に活用します。</li> <li>● できる範囲で、居場所や活動拠点の運営などに参加・協力します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者などが活躍できる場を積極的に検討し、提供します。</li> <li>● 既に取り組んでいる居場所づくりに関する取り組みの継続・充実を図るとともに、地域の状況・課題などを踏まえて、新たな取り組みを検討・実施します。【共通】</li> <li>● 地域の既存施設や既存の取り組みなどを活用して、地域における居場所づくり、活動拠点づくりを支援します。【福祉関係者】</li> <li>● 社会福祉法人の地域貢献事業を通じて、地域における居場所づくり、活動拠点づくりを支援します。【福祉関係者】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民が主体的に参加できる集いの場や、必要な生活支援サービス等の立ち上げ、運営を推進します。再掲</li> <li>② 地域での居場所づくり、活動拠点づくりに対して、必要な情報提供、専門的な支援の取次ぎ、担い手への相談対応等を支援します。</li> <li>③ 地域活動と多様な主体をつなぐことで、それぞれが活躍できる場の促進を図ります。</li> <li>④ 社会福祉法人の公益的な活動と連携を図り、地域での居場所づくり、活動拠点づくりの促進を図ります。</li> <li>⑤ 既存の施設や空き家等の地域での有効活用を推進します。</li> </ol>
	市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① いきいき百歳体操、宅老所、認知症カフェ、地域活動支援センター、地域子育て支援センター、放課後における子どもの居場所、住民主体の通いの場など、地域における多様な居場所づくりを推進します。</li> <li>② 宅老所、地域活動支援センター、子育て支援センター、ふれあいセンター、公民館、市民会館などの既存施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を検討します。</li> </ol>

<市関連事業等>

- ・就労準備支援事業【福祉管理課】
- ・精神障害者ピアサポーター養成事業【健康増進課】 ※障害計画:P.34
- ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【高齢者支援課】  
※高齢計画:P.50
- ・認知症カフェの立ち上げ支援【高齢者支援課】 ※高齢計画:P.60
- ・地域生活支援事業【障がい福祉課】 ※障害計画:P.36, 115  
:地域活動支援センター機能強化事業
- ・子育てサークル・子育て支援サークル活動・子育てサロンへの助成【子ども育成課】
- ・地域子育て支援センター【子ども育成課】
- ・放課後児童クラブ【子ども育成課】
- ・放課後子ども教室【子ども育成課】
- ・宅老所【高齢者支援課】
- ・ふれあいセンター【地域コミュニティ推進課】
- ・市民会館【人権同和・男女共同参画課】

<社協事業>

- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲
- ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援 再掲

## 基本目標4 地域や福祉の担い手づくり

### 4-1 多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

支援する側と支援される側という画一的な考え方・仕組みから、地域や福祉の活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへの転換を図るため、地域の状況に応じた多様な人材の発掘・育成の仕組みづくりを推進します。

分担		期待される役割(自助・共助) / 取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種講座を受けて身に付けた知識を地域で発揮します。</li> <li>●ボランティア活動, 地域や福祉に関する活動に関心を持ち, 理解・認識を深めます。</li> <li>●ボランティア活動, 地域や福祉に関する活動について, 興味・関心のある活動があれば参加します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア, 地域や福祉の担い手を養成するための講座・研修会の開催や, 社協や市の関連する取り組みに協力します。【共通】</li> <li>●地域において, 学生や若者などをはじめとした様々な住民がボランティア活動等に気軽に参加したくなる, 楽しみのある機会づくりを進めます。【共通】</li> <li>●福祉関係者間や他の主体と, 地域の人材に関する情報共有や情報交換を進めます。【共通】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 活動したい住民が自ら選択して活動に参加できるように支援します。</li> <li>② 地域の人材育成に向けた活動に対して, 情報提供, 講座・研修会等の開催や担い手への相談対応を行います。</li> <li>③ 市主催の各種講座で養成された人材を, 地域の新たな担い手として活動につながるように支援します。</li> <li>④ 地区社会福祉協議会同士の情報交換や研修を実施することで, 互いに交流を図ることができる機会や場をつくります。</li> </ol>
	社協・市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民のボランティア等への意識・関心等を踏まえつつ, ボランティアとなる人材の発掘, 育成を図るとともに, ボランティアが活躍できる環境づくりを行います。</li> <li>② 住民が支援者となる仕組みの構築・充実を行います。</li> <li>③ 地域における人材確保・育成に向けた活動に対して, 必要な情報の提供, 講座・研修会等の開催支援, 担い手への相談対応を行います。</li> </ol>

市	① 地域や福祉の担い手としての重要な位置を占める元気な高齢者や、障害分野のピアサポーター等の社会参加に取り組みます。
---	--

<市関連事業等>

- ・認知症サポーター養成講座ステップアップ研修【健康増進課】 ※高齢計画 P.60
- ・いきいき百歳サポーター養成講座【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.50
- ・こうち笑顔マイレージ【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.50, 52
- ・精神障害者ピアサポーター養成事業【健康増進課】 ※障害計画:P.34
- ・防災人づくり塾【防災政策課】
- ・「一緒にやろうや！地域活動実践ゼミナール」【地域コミュニティ推進課】

<社協事業>

- ・ボランティアセンター事業の実施 再掲
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲

## 4-2 既存の活動をつないでいく支援

現在活動している地域や福祉の担い手・リーダーの負担を軽減し、新たな担い手につないでいくことや、同じ活動者同士のつながりをつくっていくことで、既存の活動を活性化させ、継続支援をしていきます。

分担		期待される役割(自助・共助)/取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の活動の担い手と協力して、できる範囲で活動に参加していきます。</li> <li>● 活動に参加している人は、活動の楽しさ、やりがいなどを周囲の人に伝えます。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域において、担い手・リーダーが抱える課題を把握・共有し、その解決策を検討します。【共通】</li> <li>● 社協や市の実施する担い手間の交流や、運営に関する研修等の取り組みを活用します。【共通】</li> <li>● 楽しくボランティア活動できるように活動を紹介します。【共通】</li> <li>● 様々なボランティア団体や NPO 法人、社会福祉法人と連携をします。【共通】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の担い手としての意識を醸成するために、“福祉委員”，“気くばりさん”等に対して研修会・交流会を開催します。</li> <li>② ボランティアガイダンスなどを実施し、興味のある活動とつなぐことで楽しく活動に参加できるように支援します。</li> <li>③ ボランティア団体や NPO 法人、社会福祉法人等との連携を深める体制の整備をします。</li> <li>④ 地域内の既存の活動を発掘することで、地域課題を住民同士の助け合いにより解決できるように支援をします。</li> <li>⑤ 地域や福祉の担い手が抱える課題等を把握・共有し、その解決に向けた情報提供、講座・研修会の開催支援や相談対応を行います。</li> </ol>

社協・市	<p>① 地域や福祉の担い手の負担軽減に向けて、担い手が抱える課題等を把握・共有し、解決策を検討する場・仕組みづくりを行います。</p> <p>② 地域における担い手の負担軽減等に向けた活動に対して、必要な情報、先進事例などの提供、講座・研修会等の開催支援、担い手への相談対応などを行います。</p> <p>③ 担い手間で活動に関する情報交換・共有を進め、互いに交流を図ることができる場・機会を提供します。</p> <p>④ 様々な機会・場を活用して、地域や福祉の担い手の活動状況や必要性・重要性についての周知・啓発を進め、住民の担い手への理解・認識の醸成を行います。</p>
市	<p>① 民生委員・児童委員の確保、業務の負担軽減などに向けた検討・支援を行います。</p>

<市関連事業等>

- ・地域内連携協議会の設置【地域コミュニティ推進課】
- ・市民活動サポートセンター【地域コミュニティ推進課】
- ・生活支援コーディネーターの設置【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.52
- ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】 ※障害計画 P.72
- ・ファミリー・サポート・センター事業【子ども育成課】 ※子ども計画 P.48
- ・民生委員児童委員協議会事務局【健康福祉総務課】

<社協事業>

- ・ボランティアセンター事業の実施 再掲
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲
- ・高知市地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援

## 基本目標5 つながりのある相談支援体制の構築

### 5-1 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

身近な地域において、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、住民主体の多様な地域福祉活動を促進し、支援が必要な人や潜在化する様々な課題の早期発見と、適切な専門機関等へのつなぎを目指します。また、誰もが気軽に相談ができ、必要かつ適切な支援につながるような、相談窓口などの相談機能の充実を図ります。

分担		期待される役割(自助・共助)/取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の声かけや見守り活動に、一人ひとりができる範囲で協力します。</li> <li>●様々な世代との交流を図ります。</li> <li>●地域で支援が必要な人に気づいた際は、民生委員・児童委員をはじめ、専門機関・相談窓口にご相談します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の様々な場・機会などを活用したアプローチで、声かけや見守り活動等、支援が必要な人の情報・状況の把握に取り組みます。【地域】</li> <li>●身近な地域での相談窓口として、情報提供や相談対応に取り組みます。【地域】</li> <li>●権利擁護が必要な方を見つけたら、行政機関や社協に相談します。</li> <li>●生活困窮やダブルケア問題、8050問題、ひきこもりなど制度の狭間や複合的な課題の現状や対応策などへの理解・認識を深め、それぞれの活動に活かします。【共通】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 様々な世代が交流することで、日常的な声掛けや見守り活動につながる機会を作ります。</li> <li>② 住民に身近な場所で相談できる総合相談窓口の支援をします。</li> <li>③ 民生委員・児童委員、福祉委員や住民等と専門機関との連携を図り、困りごとの早期発見、早期対応を目指します</li> <li>④ 生活に困窮している方が身近な場所で相談できるように、出張相談や専門機関からの相談により早期発見ができる仕組みづくりをします。</li> <li>⑤ 判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度等の周知・啓発を進め、総合的な支援を行います。</li> <li>⑥ 頼れる親族がいない人が、将来のことを安心して考えることができるように総合的な支援を行います。</li> </ol>

市	<p>① 高齢者や障害者, 生活困窮, 消費者被害, 子育て, 健康づくりなど様々な分野の相談窓口について, 多様化・複雑化する相談内容に対応ができるよう, 相談支援機能を充実させます。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法に基づき, 対象者が生活の中で抱えている課題を把握した上で, 状況に応じた支援計画を作成します。また, 就労や家計に関する支援を実施することで, 早期の自立を支援していきます。</p> <p>③ 高齢者や障害者, 子ども等の権利擁護の支援に向けた取り組みを進めます。</p>
---	--

<市関連事業等>

- ・地域力強化推進事業【健康福祉総務課】
- ・地域高齢者支援センターの機能強化【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.86
- ・基幹相談支援センターの設置【障がい福祉課】 ※障害計画 P.30
- ・障害者相談センター【障がい福祉課⇒相談支援事業所委託】 ※障害計画 P. 30
- ・生活支援相談センターの設置【福祉管理課⇒社協委託】
- ・消費生活センターの設置【くらし・交通安全課】
- ・子育て世代包括支援センター機能の充実【母子保健課】
- ・育児相談【母子保健課】 ※健康づくり計画 P.72, 74
- ・子育てや家庭に関する相談【子ども家庭支援センター】
- ・子ども発達支援センター相談支援事業【子ども育成課】 ※子ども計画 P.66
- ・地域子育て支援センターの充実【子ども育成課】 ※子ども計画 P.48, 50
- ・地域の相談窓口としての市民会館【人権同和・男女共同参画課】
- ・健康相談【健康増進課】
- ・自殺対策計画の策定【健康増進課】 ※健康づくり計画 P.56
- ・難病患者の療養相談, 支援【健康増進課】 ※障害計画 P.27, 30  
※健康づくり計画 P.63
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【子育て給付課】
- ・精神保健福祉相談【健康増進課】 ※障害計画 P.39.
- ・成年後見制度利用促進計画の策定【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.66

<社協事業>

- ・ サロンの活動及び運営支援 再掲
- ・ 地域福祉コーディネーターの配置 再掲
- ・ 生活困窮者相談自立支援事業の実施
- ・ 成年後見センター事業の実施
- ・ 日常生活自立支援事業の実施
- ・ これからあんしんサポート事業の実施



## 5-2 相談支援機関の連携体制の構築・強化

制度の狭間や複合的な課題などに対応できるよう、相談窓口・相談支援機関での他分野との連携・協働等に向けたネットワーク構築・強化を図るとともに、分野横断型の連携・協働の場・仕組みづくりを進めることで、総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化をめざします。

分担		期待される役割(自助・共助) / 取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度の狭間や複合的な課題などに対応できる相談窓口・相談支援機関について理解・認識を深め、必要に応じて相談します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課題解決のために様々な分野の専門機関と連携をします。</li> <li>● 困窮者の自立に向けた情報提供や協働をします。</li> <li>● 市や社協による新たな総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化に向けた取り組みに協力します。【共通】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 制度の狭間や複合的な課題等の解決のために、分野を超えた専門機関とも協働することで連携を強化します。</li> <li>② 既存事業の活用をしながら民間企業、高知市社会福祉法人連絡協議会や関係機関等との連携によって、生活困窮者の自立に向けた支援の拡充をします。</li> </ol>
	市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 各分野の相談支援機能の充実を図るなかで、多職種の専門職や地域の担い手などの連携・協働、課題解決に向けたネットワークの構築・強化を図ります。</li> <li>② 各分野の相談支援機能の充実だけでは対応が難しい、制度の狭間や複合的な課題等について、多様な分野の相談窓口・相談支援機関が連携・協働しながら対応できるような協議の場づくり等を進めます。</li> </ol>

<市関連事業等>

- ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業【健康福祉総務課】
- ・地域ケア会議の開催【高齢者支援課】 ※高齢計画 P.86
- ・自立支援協議会の開催【障がい福祉課】 ※障がい計画 P.32
- ・要保護児童対策地域協議会の運営【子ども家庭支援センター】

<社協事業>

- ・生活困窮者相談自立支援事業の実施 再掲
- ・就労準備支援事業の実施
- ・こうちセーフティネット連絡会の開催

## 基本目標6 安全・安心につながる環境づくり

### 6-1 暮らしやすい生活環境の整備

全ての住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等においてバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、日々の生活に配慮した移動等の円滑化や、交通環境や、良好な住環境の整備に取り組みます。

分担		期待される役割(自助・共助)/取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちで困っている人を見かけたら、声かけや手助けをします。</li> <li>●地域での環境美化活動など良好な住環境の確保に向けた活動に参加します。</li> </ul>
共助	地域組織(団体)・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な住民が参加できるように環境を整えます。【共通】</li> <li>●地域における環境美化活動などを通じて、良好な住環境の確保に向けた取り組みを実施します。【地域】</li> </ul>
公助	社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 様々な事情により地域活動に参加しづらい人が、安心して参加できる環境を整えます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、一定の要件を満たす公共的施設(特定施設)について、誰もが安全かつ快適に利用することができるようにしていきます。</li> <li>② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を進めていきます。</li> <li>③ 全ての人が生活を営むのに必要な公共交通環境を整備します。</li> <li>④ 過疎化、高齢化が進む都市周辺部において、「デマンド型乗り合いタクシー」を運行することにより、利便性の向上を目指します。</li> <li>⑤ 高知県や高知県居住支援協議会と連携し、生活の基礎になる「住まい」を適切に提供できるよう努めます。</li> </ul>

<市関連事業等>

・高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく審査【建築指導課・障がい福祉課】

※障害計画 P.65

※高齢計画 P.76

・住宅セーフティネット制度【住宅政策課】

※障害計画 P.65

※高齢計画 P.72

・高知市交通バリアフリー基本構想【都市計画課】

※障害計画 P.65

※高齢計画 P.76

・高知市地域公共交通網形成計画【くらし・交通安全課】 ※高齢計画 P.76

<社協事業>

特になし

## 6-2 災害時対策の充実

防災に対する意識醸成や地域の防災力の向上とともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくり、防災対策の充実などに取り組みます。

分担		期待される役割(自助・共助) / 取り組みの内容(公助)
自助	住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から災害に関する情報に気を配り、地域で行われる防災訓練などの防災活動や研修に参加し、災害時に備えます。</li> <li>●日頃から地域における声かけや見守りを行い、災害時には地域で助け合います。</li> </ul>
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で行われる防災訓練などの防災活動や研修に参加するとともに、自主防災組織など地域住民と交流を図り、災害時に備えます。【共通】</li> <li>●地域において日頃からの声かけや見守り活動を実施します。【共通】</li> <li>●保育所、幼稚園、認定こども園、障害者施設、高齢者施設などを運営している福祉・教育関係者は、地域と一体となった防災対策を進め、災害時に備えます。【福祉関係者】</li> <li>●災害ボランティアセンターの設置・運営への協力をします。【共通】</li> </ul>
公助	社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 大規模災害時に迅速な対応ができるように、災害対策について住民、市と話し合います</li> <li>② 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、住民や関係機関の理解と協働できる平時からの体制づくりを行います。</li> <li>③ 災害ボランティアセンター運営模擬訓練等を行い、災害対策の充実を図ります。</li> </ol>
	社協・市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 防災と福祉の一体的な取り組みを進めていきます。【社協、地域コミュニティ推進課、地域防災推進課、健康福祉総務課】</li> </ol>
	市	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「高知市地域防災計画」に基づき、要配慮者対策をはじめとするさまざまな施策を、地域と協働して進めていきます。</li> <li>② 防災訓練や防災に関する出前講座の実施などを通じて防災技能の普及や減災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織への支援を進め、地域の防災力を強化します。</li> <li>③ 自主防災組織連絡協議会による各地区の情報交換や活動の連携、協力体制の構築をめざします。</li> </ol>

<市関連事業等>

・「高知市地域防災計画」【防災政策課】

・防災福祉部会の開催【地域コミュニティ推進課】

・防災に関する勉強会・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】

※障害計画 P.70, 71

※高齢計画 P.68

・自主防災組織連絡協議会開催【地域防災推進課】

※障害計画 P.70, 71

※高齢計画 P.68

・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】 ※障害計画 P.70, 71

※高齢計画 P.68

・重点継続医療者支援対策【高齢者支援課, 障がい福祉課, 子ども育成課, 健康増進課】

※障害計画 P.71

・福祉避難所整備事業費補助金【健康福祉総務課】 ※障害計画 P.71, 72

※高齢計画 P.76

<社協事業>

・ボランティアセンター事業の実施 再掲

・災害ボランティアセンター連絡会の開催

## 基本目標7 地域共生社会の実現のための体制基盤強化

### 7-1 市社協の役割の明確化及び機能強化

### 7-2 市の役割の明確化及び機能強化

地域共生社会の実現に向け、住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援するため、以下のとおり、市・市社協の体制基盤強化を行います。

分担	取り組みの内容
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種制度で対応できない課題や、複合的な課題の解決に努めます。</li> <li>② 既存事業の活用をしながら民間企業、高知市社会福祉法人連絡協議会や関係機関等との連携によって、生活困窮者の自立に向けた支援の拡充をします。<u>再掲</u></li> <li>③ 判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度等の周知・啓発を進め、総合的な支援を行います。<u>再掲</u></li> <li>④ 住民に対して効果的な広報を検討し、社協の啓発をします。</li> <li>⑤ 多様なボランティア活動を推進し、ボランティアやボランティア団体等と地域活動をつなぐボランティアセンター機能を強化します。</li> <li>⑥ 地域活動を推進する仕組みとして共同募金やファンドレイジングを推進し、寄付文化の醸成を目指します。</li> <li>⑦ 地区社会福祉協議会と高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営を支援します。</li> <li>⑧ 市との更なる連携・協働体制を強化します。</li> <li>⑨ 住民主体の地域福祉活動を推進する役割を担う地域福祉コーディネーターを配置します。<u>再掲</u></li> <li>⑩ 職員の研修体制やキャリアパス等の整備をします。</li> <li>⑪ 地域福祉推進のために部門間連携を強化します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市職員の意識改革を進めるとともに、各部局の取り組みに地域福祉の視点を持って、全庁的に地域福祉を推進していくための体制づくりを行っていきます。</li> <li>② 「地域コミュニティの再構築」との整合性を図るなど、地域を舞台に事業を展開している部署間での更なる連携を強化します。</li> <li>③ 社協に対する財政的・人的支援を継続します。</li> <li>④ 地域づくりに関わる関連各課と市社協との協働体制を強化していきます。</li> <li>⑤ 社協、高知市民生委員・児童委員協議会連合会、市の間で、情報共有および連携を深め、協働して地域福祉の推進をしていきます。</li> </ul>

<市関連事業等>

- ・地域課題検討会議の開催【地域コミュニティ推進課】
- ・地域福祉計画庁内検討委員会，ワーキンググループの設置【健康福祉総務課】
- ・高齢者保健福祉計画庁内検討委員会，ワーキンググループの設置【健康福祉総務課】
- ・障害者計画庁内検討委員会，ワーキンググループの設置【健康福祉総務課】
- ・子ども・子育て支援推進委員会ワーキンググループの設置【子育て給付課】

<社協事業>

- ・生活困窮者相談自立支援事業の実施 再掲
- ・成年後見センター事業の実施 再掲
- ・日常生活自立支援事業の実施 再掲
- ・社会福祉啓発事業の実施
- ・共同募金、ファンドレイジングの推進
- ・高知市地区社会福祉協議会の活動及び運営支援 再掲
- ・高知市地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援 再掲
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲
- ・ボランティアセンター事業の実施 再掲



.....  
第5章 計画の推進に向けて  
.....

1 協働による計画の推進



**作成中**

<編集・発行>

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号  
高知市健康福祉部 健康福祉総務課  
TEL 088-823-9440

〒780-0065 高知市塩田町18-10  
高知市保健福祉センター内  
社会福祉法人 高知市社会福祉協議会  
TEL 088-823-9515